

（ 仮 称 ） 下 北 西 部 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 6 月

森ビル株式会社

株式会社ケン・コーポレーション

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年4月3日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1 参照]

令和6年4月3日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・東奥日報（日刊）

※令和6年4月18日（木）～4月20日（土）に開催する説明会についての公告を含む。

② インターネットによるお知らせ

[別紙2 参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

・青森県のウェブサイト（令和6年4月9日（火）より掲載）

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozen/assess_simokitaseibu_furuyoku.html

・むつ市のウェブサイト

<https://www.city.mutsu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo/2023-0922-0844-41.html>

・事業者2社 ウェブサイト

<https://www.mori.co.jp/info/004632.html>

<https://www.kencorp.co.jp/news/202404energy/>

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 4 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎等

- | | |
|------------------|------------------------------|
| ・ 佐井村役場 | : 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森 20 |
| ・ 佐井村津軽海峡文化館アルサス | : 青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井 112 |
| ・ むつ市役所環境政策課 | : 青森県むつ市中央 1 丁目 8-1 |
| ・ 大間町役場企画経営課 | : 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道 20 番地 4 |

② インターネットの利用

事業者 2 社のホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://www.mori.co.jp/info/004632.html>

<https://www.kencorp.co.jp/news/202404energy/>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 4 月 3 日（水）から令和 6 年 5 月 10 日（金）までとした。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数は 3 名）は 3 名であった。

（内訳）佐井村役場	0 名
佐井村津軽海峡文化館アルサス	1 名
むつ市役所環境政策課	1 名
大間町役場企画経営課	1 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

令和6年4月18日（木）～4月20日（土）に開催した説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和6年4月18日（木）18時00分から18時45分まで
- ・ 開催場所：むつ市 大畑公民館（青森県むつ市大畑町中島108-5）
- ・ 来場者数：8名

- ・ 開催日時：令和6年4月19日（金）18時00分から18時35分まで
- ・ 開催場所：佐井村 原田地区生活改善センター
（青森県下北郡佐井村大字佐井字中道83番地40）
- ・ 来場者数：6名

- ・ 開催日時：令和6年4月20日（土）10時00分から10時35分まで
- ・ 開催場所：大間町 総合開発センター
（青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20-1）
- ・ 来場者数：3名

- ・ 開催日時：令和6年4月20日（土）18時00分から18時47分まで
- ・ 開催場所：佐井村 津軽海峡文化館アルサス（青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井112）
- ・ 来場者数：5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙3 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年4月3日（水）から令和6年5月27日（月）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通（意見書箱へ投函された意見書は1通、事業者に郵送された意見書は1通）、意見総数は5件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は5件であった。なお、意見は原文のままの記載としている。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	生物に関する調査は1年間の予定とされておりますが、広い山中において、限られた期間で、そこに存在するすべての種を観察・採集できるとは限らないと思います。 生物の活動は、天候、気温、時間帯等により異なります。ある時多数見られるものが、別の時は全く見られないこともあります。 温暖化により、今年は例年になく早い時期に桜が開花しました。そのようなことから、生物が従来と異なる不規則な活動をするものも考えられるのではないかと思います。 また、「資料編」によると、これまでの文献調査から、爬虫類はニホンカナヘビとヤマカガシの2種類とされておりますが(表4)、ニホンマムシやアオダイショウなども当然生息しているものと考えます。また両生類については(表5)、有尾目にアカハライモリの記載がありません。 上記の生物は、いずれも半島内において普通に見かける種ですが、それらが文献に掲載されていないということは、下北半島という広大なエリアにおいて、生物に関する専門的な調査が、これまで十分に行われてこなかったことの証左であると考えます。 通説では、アカハライモリの北限は下北半島であるとされております。未調査なだけで、他にも我が国の様々な固有種の国内の北限である可能性もあります。 1年間という期間では調査活動にも限界があると思います。希少種の存在を不運にも確認できなかったことにより、その存在を脅かす恐れも否定できないと思います。 風力という当地の強みを活かした再生可能エネルギー事業、それによる地域の活性化というコンセプトについて反対するものではありませんが、一方で一度失われた生態系を元に戻すことは容易なことではありません。 調査年数を複数年にするなど、事業の開始に当たっては、生態系に配慮した丁寧な調査が行われることを希望いたします。	環境影響評価としては、事業による環境への影響を把握するために、動植物を対象とした調査として、本事業実施による動植物への影響が想定される土地の改変が伴う場所について重点的に実施し、その結果を踏まえて予測評価を行ってまいります。すべての種を観察・採集できるものではありませんが、調査については、四季での実施を予定しております。 文献その他の資料調査で確認のあった種については調査で確認が想定される種や調査手法についての指標となりますが、もちろん記録のなかった種についても現地調査の際には留意して実施いたします。 また、事業地周辺においては、水辺環境が存在しておりますので、両生類、魚類及び底生動物等についても、調査を実施いたします。 調査結果等を踏まえ、事業実施による影響については、極力回避または低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。また、現地調査結果、並びにそれを踏まえた環境影響評価の予測、評価の結果を取りまとめた準備書につきましても、届出後に、地域住民の皆様へご説明を実施してまいります。

(意見書2)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
2	土砂災害、森林の水源涵養機能の喪失、生態系の攪乱の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。	今後、本事業の詳細設計をしていくに当たっては、森林の保水機能や土砂流出防備機能にも配慮し、伐採面積並びに改変面積が可能な限り小さくなるよう検討いたします。

3

■自然度の高い天然林

対象事業実施区域は下北半島のむつ市と佐井村を分つ脊梁山地にあります。そこは全域が国有林であり、自然度の高い天然林に覆われています。

本事業では、切土量約 284,030m³、盛土量約 254,650m³ の改変が行われ、道路を新設するために（要約書の図 2.2-5）、稜線上の天然林が大量に伐採される計画です。

この一帯は樹齢 150 年を超すヒバやブナの天然林が広く分布する区域です 1)。方法書の図 3.1-29 のチシマザサ-ブナ群落、ヒノキアスナロ群落、ブナ-ミズナラ群落というのがそれです。それらの天然林は植林地を風害や土砂災害から守り、下流域の水環境を整えています。

例として、風車#1, #2, #3 の周囲のブナとヒバの樹齢を抜粋します 1)。

林班・小班	ブナ樹齢（年）	ヒバ樹齢（年）
2247_林班_い_1	179	179
2246_林班_に	—	144
1130_林班_ろ	184	—
1128_林班_ほ	189	189
2245_林班_ぬ_1	174	174
1128_林班_は	164	164
1127_林班_い_2	135	135

特に、「1130_林班_ろ」、「1128_林班_ほ」は自然維持タイプの森林として施業されています 2)。自然維持タイプの森林とは、「生態系として森林の重要性を踏まえた観点から、原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など、生物多様性保全機能の発揮を第一とする森林」3)であり、「原生的な天然林からなる自然景観の維持、動植物の保護など、自然環境を保全することを重視して森林を守り育て」3)る施業がなされます。

これらの壮齢期の天然樹を伐採しないでください。この稜線の土地を改変しないでください。近年激しさを増す降雨を考えれば、それらの保水機能や土砂流出防備機能は年を追うごとに重要になると思います。

1) 国土数値情報 国有林野データ

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html>

2) 下北森林計画区 第6次国有林野施業実施計画図

3) 関東森林管理局 国有林の機能類型

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/kokuyuurinnokinouruikata.html>

今後実施する調査においては、現在の状況を把握するため、植生等の現地調査を実施してまいります。その結果を踏まえ、植生自然度の高い群落については、改変を極力回避または最小となるよう、事業計画を検討してまいります。

今後、現地調査結果も踏まえて、関係機関との協議を実施してまいります。

4

■地すべり地形

風車#10 の位置は地すべり地形の冠頂部にあります 4)。地すべり地形の冠頂部の樹木を伐採したり、土地を改変したりしないでください。危険です。

対象事業実施区域及びその周囲には、地すべり地形が存在していることから、今後実施されるボーリング調査等により、現地の状況を把握し、土砂災害に配慮した事業計画を検討いたします。方法書におい

	準備書には地すべり地形分布図を掲載してください。 4) 防災科学研究所 地すべり地形分布図 https://www.j-shis.bosai.go.jp/landslidemap	ては、土砂災害に係る事項として、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律について整理し、指定状況について記載いたしました。準備書以降においては、最新の資料を収集し、図書に記載いたします。
5	■ツキノワグマ 対象事業実施区域はツキノワグマのすみかです。その稜線上に風車を多数設置することは、彼らの生活を攪乱することです。特に、低周波音や超低周波音に対する彼らの反応は解明されていません。 海外では哺乳類の風車の忌避(displacement)が報告されています5)。それによると、影響範囲は、トナカイで5km以上、オオカミで5km程度とあります。これは看過できない数値です。ツキノワグマの場合はどうなのでしょう。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのこと。もし、ツキノワグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数kmに及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。 ツキノワグマがふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。 ツキノワグマを含む大型哺乳類に対する風車の影響についての知見が十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。 5)「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題(平成31年3月)」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会 以上	ツキノワグマに関しては、国内外の低周波音及び超低周波音に対する研究結果等について把握できておらず、現在のところツキノワグマに与える影響等について解明されていないものと認識しておりますが、住民の方から影響を心配する声があることは把握しております。本事業地である下北半島に生息するツキノワグマについては、青森県レッドデータブックにおいて、地域限定希少野生生物に該当しておりますので、今後の現地調査において、生息の有無等について把握に努める他、放牧場内において風車を建設した事例等もありますので、影響の有無等については情報収集を行ってまいります。また、本事業との関連によらず、ツキノワグマの出没については、自治体や住民と相談しながら対策に協力をしていきたいと考えております。

○日刊新聞紙における公告

令和 6 年 4 月 3 日 (水)

・東奥日報 (日刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)下北西部風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 森ビル株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 辻 慎吾
事務所の所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
代表者の氏名 株式会社ケンコーボレーション
代表取締役社長 中川 堅悟
事務所の所在地 東京都港区西麻布一丁目二番七号
二、対象事業の名称 (仮称)下北西部風力発電事業
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力: 四万二千キロワット(予定) 基盤十基(予定)
三、対象事業実施区域 青森県下北郡佐井村及びむつ市の行政境付近
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 青森県下北郡佐井村、むつ市及び下北郡大間町
五、縦覧の場所・時間 佐井村役場、佐井村津軽海峡文化館アル
サス、むつ市役所環境政策課、大間町役場企画経営課
縦覧時間 各施設の開庁日および時間に準ずる。
縦覧期間 令和六年四月三日(水)から
令和六年五月十日(金)まで
電子縦覧 <https://www.mori.co.jp/info/004632.html>
<https://www.kencorp.co.jp/news/202404energy/>

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の
見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見
(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて
おります意見書箱にご投函くださるか、令和六年五月二十七日
(月)までに問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、むつ市 大畑公民館(青森県むつ市大畑町中島一〇八の五)
令和六年四月十八日(木)十八時から
二、佐井村 原田地区生活改善センター(青森県下北郡佐井村
大字佐井字中道八十三番地四〇)
令和六年四月十九日(金)十八時から
三、大間町 総合開発センター(青森県下北郡大間町大字
大間字奥戸下道二十の二)
令和六年四月二十日(土)十時から
四、佐井村 津軽海峡文化館アルサス(青森県下北郡佐井村
大字佐井字大佐井一二二)
令和六年四月二十日(土)十八時から

八、問い合わせ先 事業者代表: 森ビル株式会社
〒一〇六・六一五五 東京都港区六本木六丁目十番一号
森ビル株式会社 環境推進部宛
森ビル株式会社 環境推進部宛
電話〇三・六四〇六・六六八四(部署代表)
お問合せ時間: 平日九時~十七時

○インターネットによる「お知らせ」

(青森県のウェブサイト1)



現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 環境エネルギー部 > 環境保全課 > (仮称) 下北西部風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

関連分野： 環境・エコ

更新日付：2024年4月9日 環境保全課

(仮称) 下北西部風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

ウェブサイトから印刷する

事業名	(仮称) 下北西部風力発電事業
事業者	森ビル株式会社 株式会社ケン・コーポレーション
事業の種類	風力発電所(陸上)の設置
事業の規模	出力：42,000kW
対象事業実施区域	青森県下北郡佐井村及びむつ市の行政境付近
関係区域	佐井村、むつ市、大間町
方法書	公告：令和6年4月3日 縦覧：令和6年4月3日～令和6年5月10日 (縦覧場所) ・佐井村役場 ・佐井村津軽海峡文化会館アルサス ・むつ市役所環境政策課 ・大間町役場企画経営課 (電子縦覧) ・森ビル株式会社のホームページはこちらです ・株式会社ケン・コーポレーションのホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和6年4月18日 18時～ むつ市大畑公民館 ・令和6年4月19日 18時～ 佐井村原田地区生活改善センター ・令和6年4月20日 10時～ 大間町総合開発センター ・令和6年4月20日 18時～ 佐井村津軽海峡文化会館アルサス 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
準備書	公告： 縦覧： (縦覧場所) (電子縦覧) 説明会の開催： 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
評価書	公告： 縦覧：
事後調査等報告書	提出： 公告・縦覧：

(青森県のウェブサイト 2)

関連ページ

- 環境影響評価（環境保全ページ）
- 環境影響評価の案件一覧

この記事についてのお問い合わせ

【現在作業中】R5の問い合わせ先です
環境保全課 水・大気環境グループ
電話：017-734-9242 FAX：017-734-8081

🔍 お問い合わせ

🖨️ このページを印刷する

この記事シェアする



フォローする



青森県庁

郵便番号：030-8570

住所：青森県青森市長島一丁目1-1

電話：017-722-1111(大代表)

開庁時間：8時30分から17時15分

（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。



交通
アクセス



総合案内



各種
お問い合わせ

- 🔍 このサイトについて
- 🗺️ サイトマップ
- 👤 個人情報の取扱いについて
- 📄 著作権・リンク等
- ♿️ アクセシビリティ
- 🔄 画面表示の変更など
- 🌐 Foreign Language
- 💬 よくある質問

© Aomori Prefectural Government

「(仮称)下北西部風力発電事業」に係る縦覧について

「(仮称)下北西部風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

むつ市および佐井村において、森ビル株式会社および株式会社ケン・コーポレーションが計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧いたします。

縦覧書類

(仮称)下北西部風力発電事業 環境影響評価方法書

対象事業実施区域

青森県下北部佐井村およびむつ市の行政境付近

関係都道府県および関係市町村

青森県、むつ市、佐井村、大間町

縦覧場所

むつ市環境政策課
電子縦覧(下記リンク)

<https://www.mori.co.jp/info/004632.html>

<https://www.kencorp.co.jp/news/202404energy/>

縦覧期間

令和6年4月3日(水)から令和6年5月10日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時)

意見書の受付

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙に住所・氏名およびご意見を記入のうえ、令和6年5月27日(月)までに縦覧場所に設置の意見書箱にご投函頂くか、下記問い合わせ先へご郵送ください。(当日消印有効)

問い合わせ先

〒106-6155
東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー私書箱1号
森ビル株式会社 環境推進部宛
TEL:03-6406-6684(部署代表)
お問合せ時間：平日9時から17時

くらし・手続き

- ▶ 戸籍・住民登録・証明
- ▶ 市民相談
- ▶ 税金
- ▶ マイナンバー・マイナンバーカード
- ▶ 消費生活センター
- ▶ 国民健康保険
- ▶ 国民年金
- ▶ 後期高齢者医療制度
- ▶ 医療
- ▶ 健康
- ▶ 福祉
- ▶ 戦没者援護
- ▶ 生活保護
- ▶ 民生委員・児童委員
- ▶ 福祉バス
- ▶ 妊娠・出産
- ▶ 子育て
- ▶ 学校教育
- ▶ 教育委員会
- ▶ 青少年
- ▶ サテライトキャンパス
- ▶ 公共交通
- ▶ 環境・衛生
- ▶ 都市計画・公園・住宅・道路・国土調査
- ▶ 上下水道
- ▶ スマートシティ

(むつ市のウェブサイト 2)

この記事がSNSでシェアする



この記事へ
お問い合わせ

市民生活部環境政策課
〒035-8686
青森県むつ市中央一丁目8-1
電話：0175-22-1111(代表)
環境衛生担当 内線：2451～2454
廃棄物対策担当 内線：2461～2464

▶ メールでのお問い合わせ

アンケートフォーム

ホームページのよりよい運営のため、アンケートにご協力をお願いします

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

☐ 役に立った ☐ どちらとも言えない ☐ 役に立たなかった

質問：ご意見・ご要望をお聞かせください。

※ 施設利用など（予約・申込等）については、アンケートでは受付できません。各施設へご連絡ください。

ご意見・ご要望内容を入力します

送信内容確認

広告欄 ▶ 広告募集について

RGS
リサイクル地料町協賛株式会社

むつ市にいいの輪をもっと
こくみん共済 (GK)

をるるのナイス

広告バナー募集
(150×50px)

広告バナー募集
(150×50px)

広告バナー募集
(150×50px)

広告バナー募集
(150×50px)

広告バナー募集
(150×50px)

広告バナー募集
(150×50px)

広告バナー募集
(150×50px)

広告バナー募集
(150×50px)

広告バナー募集
(150×50px)

広告バナー募集
(150×50px)

広告バナー募集
(150×50px)

むつ市 MUTSU CITY

▶ むつ市役所本庁舎 ▶ 川内庁舎 ▶ 大畑庁舎 ▶ 脇野沢庁舎

サイト情報 | 関連リンク一覧 | サイトマップ | 組織から探す | お問い合わせ | RSSフィード

Copyright(C) Mutsu city. All Rights Reserved.

【お知らせ】(仮称)下北西部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

2024年4月3日

森ビル株式会社

株式会社ケン・コーポレーション

森ビル株式会社および株式会社ケン・コーポレーションは、環境影響評価法に基づき、「(仮称)下北西部風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和6年4月2日付で経済産業大臣に届出、青森県知事へ送付しました。

方法書

- ・表紙・目次 [📄](#)
- ・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [📄](#)
- ・第2章 対象事業の目的及び内容 [📄](#)
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 [📄](#)
- ・第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [📄](#)
- ・第5章 環境影響評価方法書を作成した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [📄](#)
- ・資料編 [📄](#)
- ・要約書 [📄](#)

縦覧期間

2024年4月3日(水)～5月10日(金)

意見書提出期間

2024年4月3日(水)～5月27日(月)

意見書の提出

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函くださるか、2024年5月27日(月)まで(当日消印有効)に問い合わせ先へご郵送ください。

[意見記入用紙](#) [📄](#)

縦覧場所

- ・佐井村役場
- ・佐井村津軽海峡文化館アルセス
- ・むつ市役所環境政策課
- ・大間町役場企画経営課

※いずれも土・日・祝日を除く開庁時のみ